

回答書

令和7年10月21日

件名 放課後 e-場所システムクラブ向け操作マニュアル・カスタマイズメニュー表作成委託

上記件名に係る仕様書（設計）書の内容に関する質問について、次のとおり回答します。

設計図書該当箇所	質問	回答
P4 1 委託業務名	Q1. 「放課後e-場所システム」とはどのようなシステムなのでしょうか。概要を教えていただけますでしょうか。	放課後e-場所システムとは、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブに導入しているシステムであり、オンラインでの利用申込や児童の入退室のお知らせ、利用予定の登録、クラブ日誌の作成等の機能があります。利用者は主に、クラブと利用児童の保護者となります。 当該システムで取得したデータを別の補助金算定を行うシステムに連携し、補助金の算定を行います。 <参考> システム開発委託時の「業務説明資料」が下記URLに掲載されていますので、ご確認ください。 (URL) https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/kodomo/puroponyuutaisitu.html
P4 2 概要	Q2. 「運営主体」または本市職員および保護者向けを対象とする手順書を作成し、児童用ではないという理解でよろしいでしょうか。保護者は、小学生の親の方でしょうか。	クラブを運営する運営主体向けであり、児童、保護者向けのマニュアルではありません。
P4 2 概要	Q3. このシステムは、子供（児童）が操作することはないと理解でよろしいでしょうか。	システムの操作は主に保護者とクラブ職員となります。
P4 5 委託業務の内容	Q4. システムのサポートサイト (https://support-houkago.nlk.jp/)には、既に対象のシステムが構築済みなのでしょうか。	お見込みのとおりです。
P4 5 委託業務の内容	Q5. 手順書を「システム開発業者」様が作成した方が認識の相違等がなくスムーズに作成可能かと思いますが、今回「システム開発業者」様が手順書を作成しない理由はなんでしょうか。	現在、サポートサイトにQ&Aを掲載していますが、今回は新たに年間の作業スケジュールを踏まえて時系列で整理したマニュアルを作成します。原契約において新たなマニュアル作成は業務に含まれておらず、また現在行っている開発に注力する必要があることから、別途委託を行います。

P4 5 委託業務の内容	Q6. 今回、ワードファイルやPDFファイル等の電子ファイルを提出するのみで製本は不要でしょうか。	お見込みのとおりです。
P4 システムに関する専門用語	Q7. 例えば、どのような用語でしょうか。	事業者の中には、ICT機器の操作が得意でない方も多いため、例えば「インポート」、「エクスポート」等の基本的なシステムに関連する用語等を想定しています。
P4 システムから出力される各種帳票内の数値がどのデータから引用されているかを図等で記載すること。	Q8. 右記等、かなり詳細な内容の記載が必要となり、ヒアリングのみではカバーしきれない可能性がありますが、その他、参照可能な手順書等が別途あり、それを参照すれば、ほぼ網羅可能と考えてよいのでしょうか。	こちらの作業については、横浜市やシステム開発者との打ち合わせ等で協議をしながら進めています。
P5 委託業務の内容(3) ヒアリングの日程調整は本市が行う。	Q8. システム開発業者様の所在地はどちらでしょうか。また、委託者から追加日程やなるべく多くの時間をとっていただけるようお願いは可能でしょうか。	東京都になります。主にオンラインでのミーティングやコールセンターへお問い合わせできるようにする予定です。
P5 5 委託業務の内容(6) システム改修のスケジュール等を確認し、改修後の内容をマニュアルに反映できるよう、実施項目ごとの詳細スケジュールを作成し、提出すること。	Q9. 対象のシステムは完成しておらず、改修中という認識でよいでしょうか。改修はいつ完成予定でしょうか。	システムは完成しておりますが、より使いやすさを向上させるために都度改修を実施しています。現行の改修については、12月中に完了を予定しています。
P6 (1)マニュアルの構成(項目)の作成	Q10. 目次と考えて、P7からの【別紙1】【別紙2】操作マニュアル目次案の内容を決定するという認識でよいでしょうか。そうでない場合、その内容は、操作マニュアル等の作成で何頁くらいを想定されておられますでしょうか。	スケジュールは下記のとおりです。 【別紙1】の目次案を検討、項目を確定する〆切日：令和7年11月10日(月) 【別紙1】のマニュアル作成〆切日：令和8年2月6日(金) 【別紙2】のカスタマイズメニュー表の作成〆切日：令和8年2月6日(金)
P9 サポート窓口について	Q11. 本委託により、受託者が、サポート窓口も兼ねるということはないと考えてよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。